

租税特別措置の見直し・透明化に向けた今後の課題

－国税の租税特別措置を中心に－

企画調整室（調査情報室） 近藤 俊之

平成 21 年 9 月 16 日、衆参の本会議において鳩山由紀夫民主党代表が新たに内閣総理大臣に指名され、民主党、社会民主党、国民新党の 3 党連立政権（以下「新政権」という。）が発足した。新政権では、国家戦略室が創設され、税財政の骨格、経済運営の基本方針その他内閣の重要政策に関する基本的な方針等が議論されることになった。一方、税制に関する議論は、これまでの政権では、政府税制調査会及び与党税制調査会という 2 つの機関を中心に行われてきた。しかし、「民主党税制抜本改革アクションプログラム」（2008 年 12 月）（以下「アクションプログラム」という。）では、従来の税制改正の審議は、複数の機関がバラバラで行っており責任の所在があいまいである、政府税制調査会は本来の機能を果たしていない、与党税制調査会の政策決定過程が不透明である等の問題が指摘され、従来の仕組みに代わる新たな税制改正過程が示されていた。

9 月 29 日、財務大臣を会長とし、各省庁の副大臣や政務官で構成される新たな政府税制調査会を内閣府に設置することが閣議決定され、10 月 8 日に初会合が開かれた。会合では、鳩山総理大臣から、マニフェストで実施することとしている税制改正項目の詳細を検討すること等 7 つの事項を含む税制改正及び税制全般の将来ビジョンの調査審議が政府税制調査会に対し諮問された。すなわち、新政権における税制改正論議は新たに発足した政府税制調査会が一元的に行うこととなり、アクションプログラムに沿った税制改正過程の見直しが行われることとなった。今後來年度の税制改正に向けての論議が本格化することになるが、その際に大きな課題となるのが租税特別措置の見直しである。10 月 8 日の会合で配付された、「税制改正要望の見直しについて(留意点)」では、既存の租税特別措置についてもゼロベースからの徹底した見直しを行うこととされている。

本稿では、租税特別措置のこれまでの経緯と現状について若干の分析を行うとともに、第 169 回、第 171 回国会に提出された「租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案」の審議経過等を振り返り、今後の課題について論じることにしたい。

1. 租税特別措置の現状と課題

1-1 租税特別措置と定期的な検証の必要性

租税特別措置は、公平・中立・簡素の税制の基本理念の例外である。すなわち、税制は本来これらの理念に沿ったものでなければならないが、租税特別措置は特定の政策目的を実現するための特別な手段として用いられることから、租税特別措置については、政策目的に国民的合意があるか、政策手段として税制を用いることが適当かどうかなどについて十分吟味していく必要がある。加えて、創設後長期間にわたっていないか、利用実態が低調になっていないか等の観点から、大胆に統廃合を進めるべきであるとするのがこれまでの政府税制調査会（以下、「旧政府税調」という。）の考え方であった¹。

また、最近の論稿では、予算に計上される歳出は毎年国会で審議されることになるが、租税特別措置はいったん法律化されると監視が甘くなり、既得権化しやすくなるとの指摘がなされている。米国では既得権とならないよう、Tax-Expenditures²（租税支出）として議会に租税特別措置の全貌を報告し、審議が行われている仕組みが採られており、各国においても租税特別措置について公表・報告を行う仕組みが整えられている。このようなことを踏まえ、我が国においても政策効果を検証する仕組みを採用する等租税特別措置の透明性の向上が課題であるとの指摘がなされている³。

1-2 これまでの経緯

我が国の租税特別措置は、戦前からの歴史があったが、昭和25年のシャープ税制において例外的なものを除き基本的に廃止された。しかし、その直後の昭和26年度から新たな租税特別措置が創設され、拡大していった。このような動きの背景には、戦争により疲弊した我が国産業を復興させるという狙いがあったとされている。具体的には、①間接金融方式の中心を占める市中銀行に対する預金増を狙いとした個人貯蓄の優遇、②企業の内部留保を高めるための措置（各種準備金・引当金の創設、特別償却の創設）、③外資導入を促進するための措置、④輸出優遇措置等の措置が講じられた⁴。

¹ 例えば、政府税制調査会「平成15年度における税制改革についての答申」（平成14年11月）

² 「税制上の特別規定は、各国において『租税支出』（tax expenditures）と呼び習わされている。しかし、その定義は国によりまちまちで、国際的に統一された概念は存在しない。」（渡瀬義男「租税優遇措置－米国におけるその実態と統制を中心として－」『レファレンス』（2008.12）8頁）とされている。

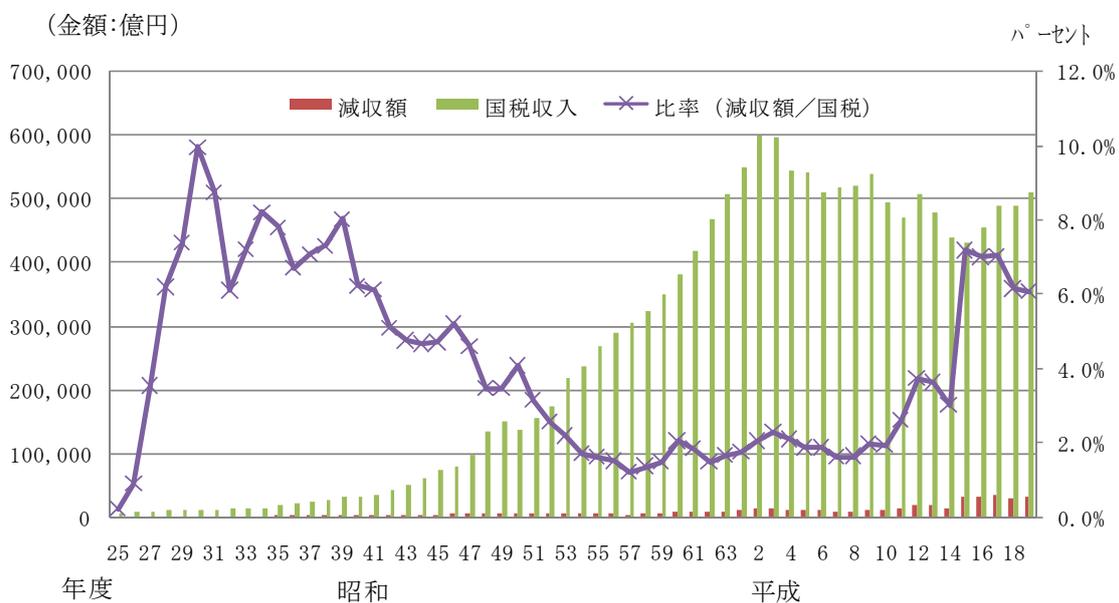
³ 森信茂樹「租税特別措置と政策税制」『税務弘報』（2008.4）8頁

⁴ 和田八東『租税特別措置』（有斐閣、1992.4）40頁

昭和 30 年代になり、我が国経済が立ち直っていく中で、租税特別措置は求められた役割を果たしたことから、見直すべきなのではないかとの考え方が旧政府税調答申において示されるようになった。例えば、昭和 39 年の長期答申⁵では、「租税特別措置が認められるためには、税制以外の措置で、有効な手段がないか検討し、他に適当な方法が見出し得ない場合に限られるべきである」として、「例外的に認められる場合でも、①政策目的自体の合理性の判定、②政策手段としての有効性の判定、③付随して生ずる弊害と特別措置の比較衡量などのテストを厳格に経た上でなければならない」としている。

昭和 40 年代においては、新たな政策課題（企業の体質改善、輸出振興、公害対策等）に対応するため租税特別措置が新設又は存置される一方で、縮小や廃止等の整理合理化が行われた。さらに、昭和 50 年代以降、租税特別措置の見直しの動きが強まった。最近では、平成 10 年度、11 年度において法人税に関する租税特別措置の見直しが行われたことが挙げられる。当時、諸外国において課税ベースの拡大と税率の引下げを一体で行う法人税の見直しが行われたことから、我が国においても同趣旨の改正が行われたものである。この結果、法人

図表 1 租税特別措置減収額と国税収入の比率の推移



(出所) 財務省資料等を基に作成

⁵ 政府税制調査会『今後におけるわが国社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方についての答申』(昭和 39 年 12 月)

税の実効税率が大幅に引き下げられる一方、租税特別措置についても各種引当金の廃止等の見直しが行われ、課税ベースが拡大された。

なお、図表1は租税特別措置減収額と国税収入の比率を時系列で表したものであり、昭和40年代からその比率が徐々に下がっていることがわかる。最近その比率が上がっている傾向にあるが、これは平成15年度以降景気対策のため、租税特別措置である研究開発投資・設備投資減税を実施したこと、景気の低迷により国税収入が減少傾向にあること等が影響していると考えられる。

1-3 租税特別措置の現状

次に、租税特別措置の現状を見ていくことにしたい。財務省資料では、平成21年1月1日時点での国税の租税特別措置は300項目あり、そのうち適用期限の定められているものが182項目、定められていないものが134項目となっている。また、適用期限別の内訳も参考として示されている（図表2）。

図表2 租税特別措置の適用期限について

【参考】

	項目数	期限なし	期限あり	適用期限別			
				～H21. 3. 31	～H21. 12. 31	～H22. 3. 31	H22. 4. 1～
所得税関係	105項目	87	21	9	6	1	5
法人税関係	91項目	41	61	26	0	21	14
相続税関係	17項目	15	2	1	1	0	0
地価税関係	17項目	15	2	1	1	0	0
登録免許税関係	30項目	4	28	13	2	11	2
消費税等間接税関係	36項目	16	20	8	0	4	8
その他	4項目	4	0	0	0	0	0
計	300項目	182	134	58	10	37	29

(注1) 1項目中に、期限のある措置と期限のない措置がある場合や、複数の期限がある場合は、それぞれをカウントしており、内訳の合計は全体の項目数(300項目)とは一致しない。ただ1項目中で、所得税の特例措置と法人税の特例措置の適用期限が異なる場合は、「所得税関係」に分類している項目は個人の適用期限、「法人税関係」に分類している項目は法人の適用期限によりカウントしている。

(注2) 地価税は、現在、課税が停止されている。

(出所) 財務省資料

経過年数別法人税関係租税特別措置（平成 21 年 4 月 1 日時点）の項目をみると、30 年以上が 2 項目、35 年以上が 4 項目、40 年以上が 9 項目、45 年以上が 5 項目、50 年以上が 3 項目となっている（図表 3）。

図表 3 経過年数別の法人税関係租税特別措置

経過年数	創設年	項目
50 年以上	昭 26	船舶の特別償却
	昭 28	保険会社等の異常危険準備金
	昭 32	植林費の損金算入の特例
45 年以上	昭 36	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金
	昭 36	技術研究組合の所得計算の特例
	昭 39	商工組合等の留保所得の特別控除
	昭 39	海外投資等損失準備金
	昭 39	特定の医療法人の法人税率の特例
40 年以上	昭 40	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
	昭 40	探鉱準備金又は海外探鉱準備金
	昭 41	倉庫用建物等の割増償却
	昭 41	中小企業等の貸倒引当金の特例
	昭 42	試験研究を行った場合の税額控除
	昭 42	公害防止用設備の特別償却
	昭 42	特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例
	昭 42	準備金方式による特別償却
35 年以上	昭 44	特定再開発建築物等の割増償却
	昭 47	沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除（注 1）
	昭 47	転廃業助成金等に係る課税の特例
	昭 48	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等
30 年以上	昭 49	金属鉱業等鉱害防止準備金
	昭 50	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
25 年以上	昭 54	医療用機器等の特別償却
	昭 55	共同利用施設の特別償却
	昭 56	エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除（注 2）
20 年以上	昭 58	地震防災対策用資産の特別償却
	昭 58	使用済燃料再処理準備金
	昭 59	関西国際空港整備準備金（又は中部国際空港整備準備金）
	昭 61	特定地域（半島振興対策実施地域）における工業用機械等の特別償却
	昭 62	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除
15 年以上	昭 62	特定災害防止準備金
	昭 62	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却
	平 2	特定電気通信設備等の特別償却
	平 2	原子力発電施設解体準備金
	平 4	特定地域（離島振興対策実施地域）における工業用機械等の特別償却
	平 5	適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例

（注 1）自由貿易地域における工業用機械等の特別償却として創設

（注 2）エネルギー対策促進税制として創設

（備考）・減収関係の措置についてとりまとめたものである。

・平成 21 年度税制改正案による。

・平成 21 年 4 月 1 日現在の経過年数による。

（出所）財務省資料

また、租税特別措置法の規定による増減収額の推移をみると、その他の税目のうち「石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等」の減収額が約4兆円と減収額全体（約7兆円）の約6割を占めている。事項別でみると、所得税では住宅ローン控除の比率、法人税では研究開発税制の比率、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却等の措置の比率が高くなっている（図表4）。

図表4 租税特別措置法の規定による増減収額の推移

（単位：億円程度）

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
一 所得税関係			
住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	▲ 8,150	▲ 8,240	▲ 8,560
確定申告を要しない配当所得	▲ 2,920	▲ 3,360	▲ 3,200
公的年金等控除の最低控除額等の特例	▲ 1,550	▲ 1,530	▲ 1,710
青色申告特別控除	▲ 660	▲ 710	▲ 600
上記以外の減収項目	▲ 1,630	▲ 1,560	▲ 1,750
小 計	▲ 14,910	▲ 15,400	▲ 15,820
二 法人税関係			
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	▲ 6,060	▲ 6,510	▲ 2,540
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	▲ 2,300	▲ 2,560	▲ 2,500
退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	▲ 1,730	▲ 1,560	▲ 1,170
情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	▲ 1,070	▲ 900	▲ 700
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	▲ 460	▲ 520	▲ 290
上記以外の減収項目	▲ 1,560	▲ 1,640	▲ 4,180
交際費等の損金不算入	2,880	3,090	3,310
小 計	▲ 10,300	▲ 10,600	▲ 8,070
三 その他			
石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等	▲ 38,750	▲ 37,890	▲ 35,940
地価税の課税の停止	▲ 1,510	▲ 1,730	▲ 2,020
土地の売買による所有権の移転登記等の税率の特例	▲ 1,660	▲ 1,540	▲ 1,220
小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	▲ 890	▲ 970	▲ 1,090
住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例	▲ 1,050	▲ 790	▲ 1,050
引取りに係る特定石炭の免税	▲ 520	▲ 520	▲ 510
石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	▲ 530	▲ 510	▲ 490
上記以外の減収項目	▲ 2,310	▲ 2,070	▲ 3,990
揮発油税及び地方道路税の税率の特例	14,690	14,300	13,570
自動車重量税率の特例	6,000	6,000	5,420
小 計	▲ 26,530	▲ 25,720	▲ 27,320
合 計	▲ 51,740	▲ 51,720	▲ 51,210

（注） 財務省はこれまで租税特別措置の減収額に関する資料については、租税特別措置法の規定によるものに限定せずに減収額を国会に提出してきた。しかし、平成19年度からは租税特別措置の減収額を租税特別措置法の規定によるものに限って提出している。

（出所） 財務省資料、参議院予算委員会提出資料を基に作成

2. 議員立法の「租特透明化法案」の提出

2-1 審議経過

前述したように、我が国においても租税特別措置の透明性の向上が課題との指摘がなされているが、第169回国会、第171回国会において租税特別措置の透明化を実現しようとする議員立法が参議院から民主党議員の発議により提出された。2法律案の題名は、「租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案」で同じであり、本則の条文も同じであった（以下、2法律案をまとめて「租特透明化法案」という。）。2法律案は、参議院財政金融委員会、衆議院財務金融委員会を中心に審議が行われ、以下のような審議経過をたどった。

図表5 租特透明化法案の審議経過

		第169回国会		第171回国会	
		参議院	衆議院	参議院	衆議院
国会提出年月日		平成20年3月21日		平成21年3月18日	
本会議趣旨説明・質疑					
委員会	本付託	4月4日	6月18日	3月30日	5月11日
	趣旨説明	4月8日		3月30日	5月12日
	質疑	4月10日		4月23日	5月26日 5月27日
		4月15日			
		4月22日			
5月22日					
討論	5月22日				
採決	5月22日 可決（多数）		4月23日 可決（多数）		
本会議採決		5月23日 可決（多数）		4月24日 可決（多数）	
備考		衆議院議案受理年月日 平成20年5月23日		衆議院議案受理年月日 平成21年4月24日	

(注1)第169回国会の審議の日付は平成20年、第171回国会の日付は平成21年が省略されている。

(注2)第169回国会、第171回国会提出の法律案はいずれも衆議院において審議未了となった。

(注3)第169回国会では、「平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案」等の法律案と一括して審議が行われた。

2-2 租特透明化法案の具体的内容

趣旨説明において、発議者は法律案を提出する理由をおおよそ次のように述べている。①租税特別措置は、実質的には補助金と同様のものであることから、新設、継続に当たっては、対象者が明確であること、効果や必要性が明白であること等透明性の確保が必要となる。②民主党は、関係各省庁にヒアリングを

したが、だれがどの程度利用しているのか、どの企業がどのような恩典を受けているのか所管する財務省ですら全くわからない現状にある。③民主党は、租税特別措置について、その適用実態を明らかにする仕組みを整備し、各措置について、既に役割が終わったものか、引き続き継続すべきものかなどを国会で具体的に検証し、その整理合理化を推進し、もって納税者が納得できる公平で透明性の高い税制を確立するため、本法律案を提出した⁶。

「租特透明化法案」では、租特透明化を具体的に進めるための手段として、(1)財務省等による適用実態調査、(2)会計検査院による検査、(3)行政機関による政策評価を通じた政策への反映の3つを定めている(図表6)。

(1)の財務省等による適用実態調査は、個別の租税特別措置ごとに行われ、この調査が租特透明化を進める上で中心的な役割を担うことになる。適用実態調査は、(a)租税特別措置の適用の実績に関する調査、(b)毎会計年度ごとの集計、(c)適用数及び増減収額に係る分布の状況に関する統計等の作成という手順で進められる。調査に当たっては、通常の納税申告書だけでは租税特別措置の利用実績を把握するのが難しいことから、新たに納税者に「増減額明細書」の提出が求められる。「増減額明細書」は、法律案では「増加する税額又は軽減若しくは免除される税額を一覧することができるように記載した書類」とされている(第7条第2項)。

適用実態調査は、租税特別措置法で規定されている国税に関する特例⁷について行われるが(第2条第1項)、対象となる税目は特に限定されていない。企業向け租税特別措置だけでなく、個人向けの租税特別措置についても調査が行われる。

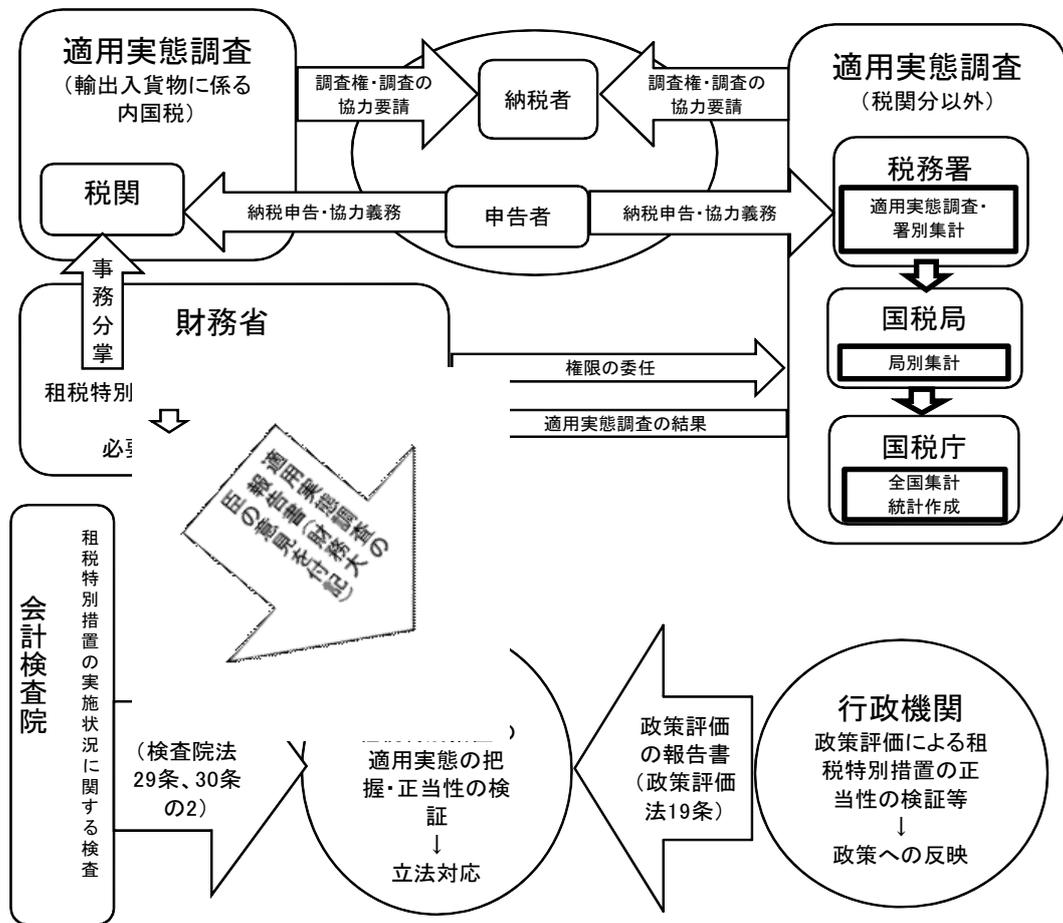
(2)の会計検査院による検査は毎年実施され、国会に対して行われる検査報告に、その年の検査の方針並びに租税特別措置ごとの検査の対象及び方法、検査の状況及び結果並びに会計検査院の所見を掲記するとされている(第12条)。

(3)の行政機関による政策評価を行う行政機関は、租税特別措置を所掌する行政機関と財務省が該当すると考えられている。また、租税特別措置を手段とする政策についての評価は、本法律案に定める事後評価(第13条)による場合と

⁶ 第169回国会参議院財政金融委員会会議録第4号12頁(平20.4.8)、第171回国会参議院財政金融委員会会議録第13号23頁(平21.3.30)

⁷ 「租税特別措置は租税特別措置法で決められているものよりも広い範囲の特別措置を含むとされる。例えば、長い間非課税とされてきた郵便貯金利子や生命保険控除は所得税法の本則で定められていたが、政策的に活用されるものとして租税特別措置の中に入れられていた。」(石弘光『現代税制改革史』(東洋経済新報社、2008.1)229頁)

図表6 「租税特別措置の整理合理化推進プログラム」の全体像



(出所) 参議院財政金融委員会調査室「租特透明化法案参考資料」より作成

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」による場合の2つがある。いずれの場合においても、当該租税特別措置の正当性の検証が行われなければならないとされている(第14条)。「正当性の検証」は、租税特別措置について「①行政目的を実現する手段として相当なものであるかどうか、②行政目的を実現するために有効なものであるかどうか、③適用を受ける納税者の過度の偏りその他の適用の実態における合理性を欠く不公平が生じていないかどうかを確認することをいう」(第2条第3項)とされている。

ところで、(1)適用実態調査の報告、(2)会計検査院による検査報告、(3)政策評価の報告はいずれも国会に対して行われ、これらは国会が税制に関する立法(審議)を行うための参考資料となることが想定されている。諸外国では若干の例外はあるものの、租税支出(租税優遇措置)は予算(書)の一部ないし付属文書として提出されているが、我が国においては予算委員会提出資料として

扱われるにとどまっている。仮にこのような仕組みが実現すれば、税法審議の参考資料としてだけでなく、予算審議のための文書としても取り扱われるようなことが考えられても良いように思われる。

2-3 租特透明化法律案の主要質疑

次に、第 169 回国会、第 171 回国会において行われた租特透明化法案の主要質疑を紹介する。

まず、補助金と租税特別措置の違いについて質疑があり、発議者は「補助金の場合にはどの企業、団体に対してどれだけの金額を拠出したかということが明確に分かるが、租税特別措置を適用される企業、団体に対しては税務当局の守秘義務があり、一切公表されていない。また、補助金をもらっている企業は一定期間政治献金をすることが禁止されるが、租税特別措置を適用される企業、団体にはそういう制約はないという違いがある」と答弁した⁸。なお、財務大臣から「企業に対する特別措置は課税の繰延べを図るものが多く、こうした措置は将来的には課税されることが予定されており、そういう意味で補助金と租税特別措置は性格を異にする面があるのではないか」との発言があった。これに対し、発議者は「税額控除、特別控除は実質的に補助金と同じような役割を果たしている。課税の繰延べを図る租特は若干補助金と性格を異にする面もあるが、基本的に補助金と同じような役割を持っていることから既得権益化する側面を持っている」と述べた⁹。

適用実態調査については、次のような質疑があった。第 1 は、本法律案では、一般的な協力義務を納税者に課す形になっているが、これで実態把握の実効性を確保することができるのか、納税者の理解を得ることができるのかというものである。これに対し、発議者は「適用実態調査を行うことにより、不要な租特が整理合理化され、最終的には納税者の利益につながるということで納税者に理解され、協力していただけると思っている」と述べた¹⁰。第 2 に、増減額明細書の導入、それに記載されたものを読みとって数値で集計をするシステムの開発と作業については、どのくらいの経費、人員増が必要になるかについて質疑があり、適用実態調査を実施することになると見込まれる国税庁は次のように答弁した。「対象となる法人 300 万社の増減額明細書の集計を合理化するた

⁸ 第 171 回国会参議院財政金融委員会会議録第 16 号 11 頁（平 21. 4. 23）

⁹ 第 169 回国会参議院財政金融委員会会議録第 11 号 11 頁（平 20. 5. 22）

¹⁰ 第 171 回国会参議院財政金融委員会会議録第 16 号 16 頁（平 21. 4. 23）、第 171 回国会衆議院財務金融委員会会議録第 25 号 13 頁（平 21. 5. 26）

めのシステム開発には一定の開発期間が必要となる。また、システム開発後も税務署の現場では相談や入力、集計等に新たな事務負担が生じ、相応の人員確保が必要となる。今の段階で具体的な人数とか金額等までは、詳細が分かっていないので、答えることはできない¹¹。

ところで、租特透明化法案では、「財務大臣は、毎会計年度終了後7月以内に、当該会計年度に係る適用実態調査の結果に関し、正当性に関する事項についての財務大臣の意見を付けて報告書を国会に提出する」(第8条)とされているが、この報告書において、法人税減免措置の適用を受ける法人等の名称、減税額等を記述した報告が求められることについて議論が行われた。経済産業省は、「このような仕組みは、主要国では採用されていないところであり、我が国のみが個別企業別の公表を行うと、個別企業の研究開発投資、IT投資の投資額等について、財務諸表で開示されていないものも含めて国内外の企業が知るところとなり、国際競争にさらされている我が国企業にとって不利となるおそれがある」との懸念を表明した。これに対し、発議者は、「租特における研究開発税制の減収額は6,000億円となっており、適用を受けている企業は巨額の税の恩典を受けている。法律案はすべての企業名を公開するとしているのではなく、上位何社かだけを公開するものであり、金融商品取引法による企業の情報の開示も進んできているので、このことによってそれほど大きな影響は出ないと考えている」と答弁した¹²。

3. 租税特別措置をめぐる今後の課題

本稿を執筆している時点ではまだ、平成22年度税制改正の審議が本格化していないことから、若干の課題を提起することにとどめたい。

第1に、来年度の税制改正において租税特別措置の見直しの規模がどの程度になるかということである。民主党は、租税特別措置を3割廃止して1兆円以上の財源を捻出する方針であるとの報道¹³もなされている。租税特別措置法の規定により減収となっている措置は、国税において約5兆円弱であるが、具体的にどの措置が見直され、どの程度の増収となるのか注目される。

第2に、既存の租税特別措置に関する来年度の税制改正の対応は、まず10月8日に配付された「税制改正要望の見直しについて(留意点)」に基づき、そ

¹¹ 第171回国会参議院財政金融委員会会議録第16号16頁(平21.4.23)

¹² 第171回国会参議院財政金融委員会会議録第16号15頁(平21.4.23)

¹³ 『読売新聞』(平21.8.7)

の取扱いを検討することになると見込まれる。一方、新政権発足時における財務大臣就任の記者会見において、「租特透明化法案」の再提出を急ぎ、「透明化法案を早期実現する」との新大臣の意向が示されている¹⁴。今後の租税特別措置の本格的な見直しが、単年度の税制改正で行われるのか、租特透明化法案の成立を待って行われていくのか、その動向を見守る必要があるだろう。

第3に、今後提出される租特透明化法案は、議員立法の租特透明化法案が国税のみを対象としていたことから、やはり国税のみを対象にする可能性が高いと考えられる。ただ、「税制改正要望の見直しについて(留意点)」では、国税だけでなく、地方税の租税特別措置についても見直しの対象にしており、租特透明化法案の対象についても国税だけに限定してよいか議論の余地があるように思われる。

租税特別措置の見直しは、旧政府税調答申でも長期にわたり、何度となく指摘されてきたことではあるが、民主党のマニフェストでは、「効果の不明なもの、役割を終えた租税特別措置は廃止し、真に必要なものは『特別措置』から『恒久措置』へ切り替える」としていることから、新政権がどこまで思い切った見直しを行っていくのか、今後の行方が注目される。

(内線 75012)

¹⁴ 『日本経済新聞』夕刊(平 21.9.17)